

令和3年第2回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

令和3年6月3日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例等の一部を改正する条例）
日程第5 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本巢市一般会計補正予算（第1号））
日程第6 報告第7号 令和2年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第7 議案第24号 押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第8 議案第25号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第26号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第27号 原状回復請求調停事件の調停について
日程第11 議案第28号 市道路線の認定について
日程第12 議案第29号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
日程第13 議案第30号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第3号）について
日程第14 発議第1号 本巢市議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第15 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	大野 一彦
教育長	川治 秀輝	総務部長	久富 和浩
企画部長	洞口 博行	市民環境部長	村澤 勲
健康福祉部長	高橋 誠	産業建設部長	原 誠
林政部長	饗場 昌彦	上下水道部長	翠 直樹
教育委員会 事務局長	青山 英治	会計管理者	谷口 博文

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	内藤 睦雄	議会書記	大久保 守康
議会書記	山本 憲	議会書記	松井 俊英

開会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

ただいまから令和3年第2回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号10番 臼井悦子君と11番 道下和茂君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（黒田芳弘君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月25日までの23日間とし、6月4日から6月14日、6月17日から24日までを休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど申し述べたとおりとすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（黒田芳弘君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告をいたします。

それでは、会議につきまして報告をさせていただきます。

最初に、第104回東海市議会議長会定期総会を4月22日に名古屋市において開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策のため書面会議となりましたので、報告させていただきます。

議案は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続及び弾力的な運用について、水害対策を確実に実施するための支援について、地方議会からの意見書の扱いに関わる制度の確立について、エネルギー施策に関する支援についての要望議案4件と令和2年度の会計決算認定に係る議案2件、令和3年度の負担金及び予算関係の議案4件のほか、来年度定期総会の開催市を磐田

市とすることについて及び役員の選任についての議案が提出され、全ての議案について承認並びに賛成をされました。

次に、5月20日、令和3年度中濃十市議会議長会を郡上市において開催される予定でしたが、この会議につきましても書面会議となりましたので、報告をいたします。

議案は、令和2年度会務報告について、令和2年度会計決算について、令和3年度負担金及び会計予算について、役員の選任について及び来年度開催市を関市とすることについての議案が提出され、全ての議案について承認並びに賛成されました。

最後に、5月26日、全国市議会議長会の第97回定期総会を東京千代田区の東京国際フォーラムにおいて開催される予定でしたが、この会議につきましても書面会議となりましたので、報告をいたします。

議案は、次期正・副会長及び監事の選任について、部会提出議案として議案27件、会長提出議案として議案5件、部会等推薦役員について、顧問・相談役委嘱についての議案が提出され、全ての議案について承認並びに賛成されました。

以上、会議について報告をいたします。

なお、総会等の資料につきましては、議会事務局に保管してありますので、必要な方は御覧になってください。

以上、報告といたします。

次に、議会だより編集特別委員会の報告をお願いします。

委員長 臼井悦子君。

○議会だより編集特別委員会委員長（臼井悦子君）

それでは、議会だより編集特別委員会から報告します。

議会だより第70号につきましては、5月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、3月に開かれました第1回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、さくら資料館に展示されているリボン淡墨桜プロジェクトにおいて根尾小学校児童が作成した壁絵の写真を掲載しました。2ページからは定例会で議決された当初予算の内容と主な議案について、一般質問、議員活動日誌、委員会活動、審査結果の順に掲載しました。16ページには、リボン淡墨桜プロジェクトについての記事を掲載しました。

今回は、令和3年3月26日、4月2日、4月9日、4月14日の計4回、委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては、今定例会の内容を主なものとして、8月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

○議長（黒田芳弘君）

次に、市長より行政報告をお願いいたします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げたいと思います。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして御報告を申し上げます。

さきの令和3年第1回定例会におきまして御報告申し上げて以降……。

〔「マスクをしてください」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

すみません、さっき全協で報告したとおり、今定例会におきましては、全ての者についてマスク着用ということになっておりますのでお願いします。

○市長（藤原 勉君）

大変失礼いたしました。

それでは、始めます。

さきの令和3年第1回定例会におきまして御報告申し上げて以降、議員の皆様も御承知のとおり、1月14日から発出されておりました緊急事態宣言が2月28日に解除され、また3月8日には飲食店等に対する営業時間の時短要請が解除されるなど、岐阜県内の新規感染者数が一旦は減少傾向にありました。

しかしながら、3月16日以降、県内の新規感染者数が増加に転じ、4月23日には「第4波」非常事態宣言が県から発出されております。また、4月28日には「まん延防止等重点措置区域」への指定を国に対して要請し、岐阜県は、5月9日から5月31日を期間として、「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」に追加指定されました。

また、5月7日には、県内の1日当たりの新規感染者数が過去最高となる130人となり、10万人当たりの新規感染者数は26.88人、国の基準でいうステージⅣの水準となりました。それ以降、本市を含む県内16市町を対象とした「飲食店等への時短要請」など、対策の強化が図られてきましたが、16日からは、さらに6市町が対象区域に追加されるとともに、「まん延防止等重点措置」の対象措置区域となっていない20市町におきましても、県からの時短要請等の対策が強化されるなど、厳しい状況が続いております。

本市におきましても、「第4波」非常事態対策として5月5日から8日までの間、特措法第24条第9項に基づき、飲食店等に時短要請を行いました。また、9日に「まん延防止等重点措置」の対象地域に指定されたことを受け、特措法第31条の6第1項に基づき、新しい行動様式の徹底、外出移動の自粛や時短営業など、大変基準しい状況の中、市民の皆様や事業者の皆様に御協力をお願いしてきたところでございます。この「まん延防止等重点措置」の対象地域の指定期間は、当初は5月31日までの期限でありましたが、6月20日まで延長されております。

市内の感染者の状況につきましては、3月中の1か月間の感染者は1人でありましたが、4月中では13人、累計で87人となりました。その後、春の大型連休明けの全国的な感染急拡大の状況と同様に、ゴールデンウィーク明けの5月8日までの僅か8日間で4月中の13人に達し、その後も感染拡大は続き、5月中は59人の感染が確認され、5月末までの感染者数は146人となっております。

終息の切り札として期待されておりますワクチン接種につきましては、国からのワクチン供給に基づき、本市では4月21日より医療従事者優先接種を、5月6日より65歳以上の高齢者の優先接種を開始したところであります。

なお、この接種予約に当たり、4月20日の電話予約初日では、予約開始時間の正午に電話予約が殺到し、電話がつながらない事態が発生したため、予防接種に期待を寄せていただいている市民の皆様方に多大な御迷惑をおかけいたしました。

その後、年齢ごとに予約日や予約枠を分けて、5月11日より2回目のワクチン接種の予約を受けさせていただき、現在、65歳以上の高齢者の約半数の予約受付が終了したところでございます。

さらに、6月1日より3回目のワクチン接種の予約受付を行っており、今回で65歳以上の高齢者の希望者全員の予約受付が終了する見込みであります。

また、この接種予約受付に当たり、国から7月末までに2回の接種を完了するよう依頼がありましたことから、本市におきましても、ぬくもりの里を会場とした集団接種に加え、市内医療機関での個別接種の枠を広げていただくよう地元医師会と協議し、市民の皆様がふだんからかかりつけとしている地域のクリニックでワクチン接種ができるように接種計画を作成し、現在、7月末までの接種完了を目指し、集団接種と個別接種を実施しているところでございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止につきましては、今後も引き続き最大限の警戒を呼びかけ、市民の安全・安心のために、気を緩めることなく感染防止対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、東海環状自動車道西回りルート of 整備状況につきまして御報告を申し上げます。

4月に発表されました国の本年度の事業計画通知におきまして、関広見インターチェンジから養老インターチェンジ間の整備に約149億円、養老インターチェンジから北勢インターチェンジ間の整備に約121億円、合計で約270億円が岐阜県の西回りルートに配分され、この区間での本体工事がさらに進む見込みでございます。

当市内におきましても、岐阜国道事務所及び中日本高速道路株式会社により着々と工事が発注され、下部工工事につきましては、残り2契約を残すのみという状況となっており、一部の工事につきましては、既に完成している工事もあり、市内の本体工事も完成に向かって着々と進んでおります。

東海環状自動車道の下部工工事が本格的に始まったことにより、市内の各所で工事が行われ、道路の通行止めや片側交互通行、騒音や振動等により、何かと御不便をおかけしているとは思いますが、東海環状自動車道の一日も早い開通のため、市民の皆様には御理解と御協力をいただきますようお願いをいたします。

まず、初めに岐阜国道事務所の工事でございますが、現在、4件の工事が進行中でございます。(仮称)本巣パーキングエリア周辺の工事では、(仮称)本巣パーキングエリアの盛土工事及び西部連絡道路をまたぐボックスカルバートの工事が施工中でございます。また、(仮称)糸貫インターチェンジ周辺の工事では、擁壁、盛土、用排水路及び市道の付け替え工事等が進められております。

次に、中日本高速道路株式会社の工事でございますが、現在、8件の工事が進行中でございます。橋梁の橋脚・橋台、計131基の下部工工事に着手し、うち10基が既に完成しており、こちらの工事につきましても、着々と工事が進んでおります。また、残りの工事につきましても、準備が整い次第、順次工事発注をしていく予定であるとお聞きしております。

なお、今後発注が予定されている工事につきましては、公表されている工事のみとなりますが、岐阜国道事務所の発注分として、本巣パーキングエリアに関連する道路建設工事2件、糸貫インターチェンジに関連する道路建設工事1件の計3件、また中日本高速道路株式会社の発注分として、市内全域で橋台・橋脚、計70基の橋梁下部工工事2件、橋梁上部工工事13件の計15件の工事発注を予定しているとお聞きしております。

いずれにいたしましても、早期にこの東海環状自動車道の整備が完了いたしますように、引き続き市としても地元調整や工事施工に係る関係部署との調整など、事業推進に万全の協力体制を整えるとともに、東海環状自動車道の整備効果を十分に発揮できるように、インターチェンジへのアクセス道路の整備を県とともに進めるなど、新たな企業誘致や地域活性化に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、庁舎整備事業につきまして御報告申し上げます。

先月17日の議会全員協議会で計画に関する御説明をいたしましたとおり、調整池の容量計算や駐車場の確保等、敷地計画の見直しを行うとともに、庁舎建物本体におきましても、3階部分を増床とする配置計画等を見直しを進めているところでございます。

また、今回の敷地計画の見直しにより必要となります土地1筆の購入費用につきましては、本議会で補正予算をお願いしてまいりたいと考えておりますが、追加用地を含めた敷地を庁舎建設用地としまして、今後、敷地造成に係る計画の修正など、基本設計の見直しを行ってまいります。

このほか、用地交渉等に関しましては、これまでに土地所有者との交渉を行っており、土地売買仮契約の締結に向けて進めているところでございます。

今後、基本設計案の見直しを進め、議員の皆様にお示しができる状況となりましたら、改めて御説明をさせていただくとともに、パブリックコメントを実施し、基本設計をまとめたいと考えております。その後、速やかに実施設計に着手するとともに、令和3年度中に造成工事や周辺道路工事に着手できるよう、着実に進めてまいりたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第5号及び日程第5 報告第6号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第4、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市税条例等の一部を改正する条例）及び日程第5、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本巣市一

般会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

先ほどはマスク、大変失礼いたしました。

それでは、提案説明を申し上げたいと思います。

まず、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例等の一部を改正する条例）についてでございます。

令和3年度の地方税制改正に伴う、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日、専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本巢市一般会計補正予算（第1号））についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年4月14日、令和3年度本巢市一般会計補正予算（第1号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

以上、詳細につきまして、報告第5号は総務部長から、報告第6号は副市長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

報告第5号の補足説明を久富総務部長に求めます。

久富総務部長。

○総務部長（久富和浩君）

それでは、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市税条例等の一部を改正する条例）につきまして補足説明をさせていただきます。

少し長くなりますので御了承ください。

本巢市議会定例会議案の概要1ページをお開きください。

初めに、改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことにより、所要の改正を行ったものでございます。

なお、今回の改正につきましては、個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び納税環境の整備が主な改正点でございます。

改正内容でございます。

まず、第1条関係の本巢市税条例の一部改正。

①本則の改正。

ア、第24条関係（個人の市民税の非課税の範囲）でございますが、地方税法施行令第47条の3に規定されております均等割の非課税限度額における扶養親族の規定について、所得要件が国内源泉

所得のみで判断されているために、国外で一定以上の所得を稼得している国外居住親族でも扶養控除の対象とされているとの指摘を踏まえ、令和5年分以後の所得税につきまして、留学生や障がい者、送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できるものを除く、30歳以上70歳未満の成人について扶養控除の対象としないこととする改正に伴い、非課税の範囲に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ると新たに規定するものでございます。

次に、イ、第34条の7関係（寄附金税額控除）でございますが、地方税法第314条の7に規定されております特定公益増進等に対する寄附金制度における寄附金の範囲を出資に関する業務に充てられることが明らかなものは寄附金の範囲から除くとするものでございます。

次に、ウ、第36条の3の2関係（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）でございますが、地方税法第317条の3の2の規定の改正に伴いまして、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものでございます。

次に、エ、第36条の3の3関係（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）でございます。地方税法第317条の3の3に規定されております非課税限度額等に対する国外居住親族の取扱いを見直す改正に伴い、扶養親族を16歳未満の者に限ると規定するほか、公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものでございます。

次に、オ、第53条の8関係（特別徴収税額）でございますが、地方税法第328条の6の規定の改正に伴い、退職手当等の支払い者は、退職所得申告書の提出に代えて電磁的方法により提供することができることを新たに規定するものでございます。

次に、カ、第53条の9関係（退職所得申告書）でございますが、地方税法第328条の7の規定の改正に伴い、退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものでございます。

次に、2ページ、キ、第81条の4関係（環境性能割の税率）でございますが、地方税法第451条の規定の改正に伴い、軽自動車に対して課する環境性能割の税率について、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直し、新たに2年間の激変緩和措置を規定するものでございます。

次に、②附則の改正。

ア、第5条関係（個人の市民税の所得割の非課税の範囲）でございますが、地方税法附則第3条の3に規定されております所得割の非課税限度額等に対する国外居住親族の取扱いを見直す改正に伴い、非課税の範囲に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ると新たに規定するものでございます。

次に、イ、第6条関係（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）でございますが、地方税法附則第4条の4の規定の改正に伴い、いわゆるセルフメディケーション税制について対象をより効果的なものにし、重点化し、手続を簡素化した上で5年間延長するものでございます。

次に、カ、第11条関係（土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）から、3ページのケ、第13条関係（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）でございますが、地方税法附則第17条、第

17条の2、第18条及び第19条の規定の改正に伴い、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続し、その上で新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民の生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り負担調整措置により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を新たに規定するものがございます。

次に、サ、第15条の2関係（軽自動車税の環境性能割の非課税）及びシ、第15条の2の2関係（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）でございますが、地方税法附則第29条の8の2及び第29条の9の規定の改正に伴い、税率を1%分軽減する臨時的軽減について適用期間を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものがございます。なお、この措置による減収については、全額国費で補填されます。

次に、ス、第16条関係（軽自動車税の種別割の税率の特例）及び4ページのセ、第16条の2関係（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）でございますが、地方税法附則第30条及び第30条の2の規定の改正に伴い、軽自動車税の種別割でありますグリーン化特例のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用自動車に限定した上で特例の期限を2年間延長するものがございます。

次に、タ、第26条関係（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）でございますが、地方税法附則第61条の規定の改正に伴い、控除期間13年の特例の適用期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り、合計所得額1,000万円以下の者について50平米以上から40平米以上に面積要件を緩和するものがございます。なお、この特例による個人住民税の減収額は、全額国費で補填をされます。

次に、第2条関係の①本則の改正。

ア、第2条関係につきましては、法人市民税関係でございますが、令和2年改正地方税法第2条の改正規定に伴い、通算法人の外国税額控除に関して変動が生じた場合の処理について申告書等への添付義務を規定する等の措置を講ずるもので、第20条、第23条第3項、第48条、第50条第4項、第52条、附則第3条の2及び附則第4条を改正するものがございます。

以上、主な改正内容につきまして説明をさせていただきましたが、その他につきましては、引用条項及び項ずれ、字句等の改正でございます。

なお、この改正の施行日につきましては、それぞれ括弧書きの記載のとおりでございます。

以上、報告第5号の補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

次に、報告第6号の補足説明を大野副市長に求めます。

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、報告第6号、令和3年度本巢市一般会計補正予算（第1号）の専決処分につきまして

補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要のつづりの40ページにございます補正予算説明資料を御覧願いたいと思います。

この補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を給付するための予算と、2点目が1ページお戻りをいただきまして、39ページの新型コロナウイルスワクチンの接種を希望される65歳以上の高齢者が接種会場に来やすい環境をつくるため、運転免許証を持っていない65歳以上の方で同一世帯内にも65歳以上の運転免許証を持った方がいない世帯の方に対し、タクシー利用助成金を交付するための予算につきまして、4月14日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、今度は議案のつづりを御覧いただきたいと思います。

議案のつづりの13ページの次のページにございます一般会計補正予算書（第1号）の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,690万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億4,925万6,000円とさせていただいたものでございます。

それでは、6ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございますが、国庫支出金、国庫補助金の2目民生費国庫補助金、補正額1,690万円につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る事業費補助金1,440万円と事務費補助金250万円でございます。補助率は、いずれも10分の10でございます。

次に、7ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。

上段の民生費、社会福祉費の4目老人福祉費、補正額239万5,000円につきましては、前段で御説明を申し上げました高齢者のワクチン接種に伴うタクシー利用助成券の交付に係る利用助成券の印刷製本費5万7,000円、利用助成券等の郵送に係る通信運搬費5万8,000円、そして自宅から接種会場までの片道1,000円を上限とし、接種2回分でお一人4,000分の助成券、570人分を見込んでおりますが、その高齢者タクシー利用給付費228万円でございます。

中段の民生費、児童福祉費の5目子育て世帯生活支援特別給付金給付費、補正額1,690万円につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金の給付に係る事務費といたしまして、事務に携わる職員の時間外勤務手当75万6,000円、ファイル等の消耗品費19万3,000円、案内用封筒やチラシなどの印刷製本費1万7,000円、通知書等送付のための通信運搬費2万7,000円、指定口座への口座振替手数料2万2,000円、児童扶養手当システムの改修に伴う改修委託料148万5,000円に加えまして、子育て世帯生活支援特別給付金といたしまして、ひとり親世帯で令和3年4月分の児童扶養手当を受給される方、公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変して児童扶養手当受給基準を満たす方にそれぞれ児

童1人当たり5万円を給付するもので、288人分を見込んだものでございます。

なお、給付につきましては、児童扶養手当を受給される方へ5月10日の児童扶養手当支給日に合わせ給付することとされており、申請を要する公的年金等受給者や家計急変による対象者を除き、おおむねその給付を終えているところでございます。

その下の予備費につきましては、財源調整のため239万5,000円を減額させていただいたものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

報告第5号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

今の説明の中で軽自動車の対象を営業車というふうに説明がありましたけれども、この営業車とは、要するに会社名義の車のことを指しているのか、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

久富部長。

○総務部長（久富和浩君）

今、御質問のとおりでございまして、営業車というのは法人等が所有する軽自動車ということで、今、軽自動車ですと黒いナンバーでしょうか、その色のナンバーのタイプが対象となるということです。

○8番（鏑本規之君）

はい、結構です。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第5号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第5号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第5号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（本巣市税条例等の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

報告第6号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第6号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第6号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第6号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本巣市一般会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第6 報告第7号（上程・説明）

○議長（黒田芳弘君）

日程第6、報告第7号 令和2年度本巣市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第7号 令和2年度本巣市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

報告第7号の補足説明を洞口企画部長に求めます。

洞口部長。

○企画部長（洞口博行君）

それでは、報告第7号 令和2年度本巣市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして補足説明をさせていただきます。

議案のつづりの15ページをお開き願います。

昨年12月の令和2年度一般会計補正予算（第7号）及び本年3月の令和2年度一般会計補正予算（第10号）及び（第11号）におきまして、繰越明許費の設定をお願いいたしました九つの事業につきまして、それぞれの繰越額及びその財源が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして繰越明許費繰越計算書を調製し、御報告をさせていただくものでございます。

いずれの事業につきましても年度内の完了が困難となり、繰越しをさせていただいたものでございます。

それぞれの事業名の右側に金額の欄がございますが、この金額につきましては、それぞれの補正予算におきまして繰越しの限度額として設定をさせていただきました額でございます。その右側の翌年度繰越額につきましては、実際に令和3年度に繰越しをいたしました額でございまして、3段目の新型コロナウイルスワクチン接種事業、5段目の林道整備事業及び一番下の社会資本整備総合交付金事業以外の事業につきましては、限度額として設定をした額と同額となっております。さらに、その右側につきましては、繰越額の財源内訳でございます。

今回、繰越しをいたしました翌年度繰越額は、合計をいたしますと6億7,285万7,000円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

日程第7 議案第24号（上程・説明・質疑・討論・採決）

日程第8 議案第25号及び日程第9 議案第26号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第7、議案第24号 押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についてから日程第9、議案第26号 本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたし

ます。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第24号 押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

押印等を求める手続の見直しに伴い、関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第25号 本巣市印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

個人番号カードを利用してコンビニエンスストア等に設置されている端末機から印鑑登録証明書を取得できるようにするため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第26号 本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございます。

水道事業の健全な経営基盤を構築し、安全な水道水を安定して供給できるよう、水道施設の更新や耐震化を計画的かつ効率的に進めていく上で、より安定した財源を確保し、経営基盤の強化を図ることを目的として、水道料金を改定するため、この条例を定めるものでございます。

以上、詳細につきましては、議案第24号は総務部長から、議案第25号は市民環境部長から、議案第26号は上下水道部長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第24号の補足説明を久富総務部長に求めます。

久富部長。

○総務部長（久富和浩君）

それでは、議案第24号 押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の本巣市議会定例会議案の概要41ページを御覧願います。

1の制定趣旨でございますが、令和2年7月7日付で総務省自治行政局長より行政手続におきま
ず書面規制、押印、対面規制の見直しを行うことは、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のみならず、業務そのものの見直しや効率化が図られ、行政サービスの効率的・効果的な提供にも資するため、書面規制、押印、対面規制の見直しに積極的に取り組むよう通知があり、本市におきましても、市民等の負担軽減と利便性の向上を図るため、関係条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

2の制定内容でございますが、第1条関係（本巣市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）でございます。条例第4条第4項に規定しております審査申出書への押印及び第8条第5項に規定しております口述書への署名押印を廃止するものでございます。

次に、第2条関係（本巣市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正）でございます。条例第2

条第1項に規定しております職員のサービスの宣誓の際の面前及び署名に係る規定を削除し、宣誓書への押印を廃止するものでございます。

なお、3の施行期日でございますが、令和3年7月1日からとするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第25号の補足説明を村澤市民環境部長に求めます。

村澤部長。

○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、議案第25号 本巣市印鑑条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の議案の概要の45ページをお願いいたします。

1の改正趣旨でございますが、住民の利便性の向上、また新型コロナウイルス感染症対応策の一つである非対面方式での各種証明書の交付や個人番号カードの普及促進を目的といたしまして、コンビニ等交付サービスを本年11月から稼働する予定となっております。

印鑑登録証明書につきましては、これまで申請者が窓口で印鑑登録証を提示することにより交付を行っておりますが、コンビニエンスストア等に設置されております端末機から個人番号カードを利用いたしまして申請を行ったものに対しまして、印鑑登録証明書を交付できるように所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましても、個人番号カードを利用し、コンビニエンスストア等に設置されている端末機から印鑑登録証明書を取得できますように改正するものでございます。

なお、施行期日は、本年の11月1日でございます。

以上、議案第25号の補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第26号の補足説明を翠上下水道部長に求めます。

翠部長。

○上下水道部長（翠 直樹君）

それでは、議案第26号 本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の47ページをお開き願います。

初めに、改正の趣旨でございますが、水道事業の健全な経営基盤を構築し、水道施設の更新や耐震化を計画的かつ効率的に進めていく上で、より安定した財源を確保し、経営基盤の強化を図ることを目的とし、水道料金の増額改定及びメーター使用料を廃止することで利用者に分かりやすい料金体系とするため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容でございますが、第23条（料金）の第1項第1号表中、基本料金一月分「900円」を「1,250円」に、また超過料金1立方メートルにつき「95円」を「125円」に改め、同項第2

号を削除するものでございます。

次に、適用関係でございますが、施行期日は、令和4年4月1日でございます。

経過措置といたしまして、改正後のこの規定は、施行日以後に支払いを受ける権利が確定する料金につきまして適用し、施行日前に支払いを受ける権利が確定した料金につきましては、なお従前の例による。

前項の規定にかかわらず、施行日前から継続して給水を受けている場合にあっては、施行日から令和4年5月31日までの間に支払いを受ける権利が確定する料金については、なお従前の例によるものでございます。

この経過措置について少し分かりにくいと思われるので、次の料金の改定時期を48ページの表により御説明させていただきます。

料金改定の施行日は、令和4年4月1日となり、新料金の適用は、令和4年4月1日以降使用分から適用することとなりますが、48ページの表を御覧いただきたいと思っております。

本市の水道料金につきましては、2か月に1度、偶数月に水道メーターの検針を行いまして、奇数月にお客様に請求をさせていただいております。表の中で、4月に検針を行い、5月に請求をさせていただく部分につきましては、施行日をまたがっておりますが、3月、4月をそれぞれ分けて検針し、料金に反映させることは非常に困難でありますので、この経過措置を取らせていただき、令和4年3月31日以前から継続して使用契約されている場合は、3月・4月使用分を4月中旬以降に検針をいたしまして5月に請求いたしますので、この5月請求分につきましては、旧料金を適用させていただき、5月の分、6月使用分の7月請求分から新料金を適用するものでございます。

また、令和4年4月1日以降に新規に契約をされた場合は、4月検針、5月請求分から新料金を適用させていただくものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第24号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

印鑑の廃止ということでもありますけれども、本巢市、本巢というより日本国は、もともとが押印、署名というのは伝統になっております。国においてもそのことはしっかりと協議をされて、そして結果としてこういうものが出てきたであろうというふうには思っておりますけれども、まだまだ世の中の一般市民の中においては、このことについての賛否が分かれています中において、今どうしてこれをやらなければいけないのかということ。

また、コンビニ等々においての説明の中においても実印のということが言われています。実印も

普通の認め印も、市民にとっては多少大きな問題はあるかもしれませんが、これが押すという事は一つの日本文化、美しい文化と私は言いたいぐらいなんですけれども、になっている中において、どうしてこのようなことが今回出されてきたのか、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

いいですか、少し質問がちょっとずってなかったように思いますが、押印の分と。

〔発言する者あり〕

今は24号でありますので、24号のみについて総務部長に答弁を求めます。

久富総務部長。

○総務部長（久富和浩君）

押印の廃止につきましては、国が進めております新型コロナウイルス感染症の蔓延防止とか、それから業務等の効率化の見直しですね。行政サービスの効率的・効果的な提供に資するためということで国から通知を受けております。

そのうち、本巢市におきましても多くの押印する書類があるんですが、そのうち省いてもいいとか、省いてもいいという判断をした上で多くの書類のうち押印を省くものについて、こうした押印の目安とか、押印をしなくてもいいというような様式に変えていくものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

8番 鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

それでは、お伺いいたします。

今の説明によりますと、職員等々ということで限定されているというふうに解釈していいのか、市民に対しては一切そういうことは求めないということなのか、どちらなのか。

○議長（黒田芳弘君）

久富総務部長。

○総務部長（久富和浩君）

ごめんなさい、今、御説明申し上げましたが、行政文書の中で申請書等に市民の方が押印をする場合、そういうものについて省いてもいいというような様式等につきましては、その押印を省くというものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

8番 鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

私は、今なぜこのことを聞くかということ、たまたま会社を起こすのに身分証明という問題が出てきて、また免許証、私、自分を鏝本、本名を典光という、鏝本典光が鏝本典光を証明するのに

非常に難儀をしたわけであります。私自身は免許証がありますのでさほどのことはないんですが、免許証のない私の妻は、私の妻だということを証明するのに非常に難儀をしたわけであります。そのときに印鑑が関係あるかないかは別として、文化の中にその署名捺印ということがきちんとなされていれば、大体本人であろうということもよく分かるわけなんですけれども、そういうものを減らしていった場合、市民が市民としての、自分が自分だということの証明をするときに非常に便利なのはマイナンバーというものになっているわけなんですけれども、このマイナンバーを利用して印鑑証明等々の配付もできるという、このあえて印鑑を廃止しなければいけないということがどう見ても私としては理解ができない。何かそこにコロナがどうのこうのとつけてあるけれども、取ってつけたようなものであって、何十年、何百年という歴史の中において、署名捺印、押印ということは何ら問題になることではないのではないかというような思いをしておりますので質問をしたわけであります。回答は結構でございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

単純なことでございますけど、解釈かと思うんですが、この押印をする、または電子の署名があった場合、自筆でない署名の場合に、これは押印を求めるという解釈でいいのか。

○議長（黒田芳弘君）

久富総務部長。

○総務部長（久富和浩君）

先ほど補足説明でさせていただいたとおり、署名押印を廃止するというものでございますので、署名も自筆でなくてもいいということになります。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

例えばパソコンで打った、自分の名前を打ちますよね、それも押印しなくてもいいという、そういう解釈。そういう場合は押印するとか、そういう解釈で、パソコンで打った自分の名前についても押印は必要ないという解釈やね。

○議長（黒田芳弘君）

久富総務部長。

○総務部長（久富和浩君）

今回、上程させていただいております条例につきましては、署名押印を廃止するものでございますので、パソコンで打ち出したものでも申請できるということになります。

今、押印の廃止をいろいろしておりますが、その中には署名は廃止しないものとか、いろいろその内容によってばらばらでございますが、今回の上程させていただいている条例につきましては、署名押印ということであります。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第24号 押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第25号を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか、25号。

〔挙手する者あり〕

1番 高橋勇樹君。

○1番（高橋勇樹君）

議案第25号について質問いたします。

コンビニ交付、コンビニでも印鑑証明等が取得できるということでございますが、これはあくまで個人カードを使ってということです。今回の条例改正におきましては、コンビニ等では個人番号のカードを利用してとあります。窓口は、この個人番号を持っていても多分交付ができない状態、この条例改正においてはできないでしょうか。印鑑登録証を持っていかないと印鑑証明が取れないという解釈でよかったですでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

村澤部長。

○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

コンビニでマイナンバーカードで交付を受ける場合に専用の端末機があるんですが、昨年12月の補正予算でお認めいただいておりますけれども、この専用の端末機を1台購入することになっております。それを庁舎に1台置きますので、マイナンバーカードさえお持ちであれば、窓口でも、もちろん登録証を持ってきていただければ交付するんですけれども、登録証がなくてもマイナンバーカードがあれば庁舎でも交付をすることが可能となっております。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

1番 高橋勇樹君。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

各分庁舎にという予定でしたか、ごめんなさい、そこを再確認しています。お願いします。

○議長（黒田芳弘君）

村澤部長。

○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、お答えさせていただきます。

機器の高価なものでございますので、1台、合併、庁舎が統合されればあれですけれども、今のところは真正庁舎に1台設置をするという予定でございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は文教福祉委員会に付託することに決定をいたしました。

議案第26号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

水道料金の見直しということでありまして、この水道料金の見直しについては、もう私が議員になった当初から問題としてなっていたわけでありまして。そしていろんな経緯の中で今に至っているわけでありまして、どうして今回の議案として出さなければいけなかったのか。他市によっては水道料金の見直しではなくて削減等々という形で、免除という形でコロナ対策に対してやっておられます。そういう中において削減をするけれども、値上げはその時期が過ぎたら上げますよというなら結構なんですけれども、そういうような附帯もついていない中において、どうして今回、このコロナで市民が難儀をしている最中に、命の源と言われる水の料金を上げるということについては、今までのいろんな形において補助金等々を出し、支援、コロナのために難儀をしている市民に対して補助金を出していることからして、非常に矛盾をしているような思いをしております。そういう中でどうして今回出してきたのか、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

上下水道部長に答弁を求めます。

翠部長。

○上下水道部長（翠 直樹君）

ただいまの御質問について御答弁させていただきますが、先般の水道事業審議会、こちらのほうで改定の時期について御審議をしていただきました。その昨年8月に水道料金の改定についての答申がされまして、本来であれば令和3年度から改正するのが望ましいということですが、新型コロナが発生したということも考えて令和4年度からやってはどうかということで、その前年度に審議会を開いて妥当かどうか判断するというので審議会を開かせていただきました。

その中で、こちら執行部のほうとしましては、確かにコロナはまだ終息していないという状況もありますが、料金の納付猶予、この制度を活用されておる方がまだ一人もお見えでないと。お問合せはあったものの、納付猶予をされている方は一人もいないということから、さほど水道料金を納めるに当たって困難ではないだろうということなど状況も説明した中で審議会の委員の方々からは、令和4年度から値上げをしてもやむを得んのではないかとということと、あとは令和3年度の決算の見込みを説明させていただきました。その中で、過去にない赤字の損益があるということで、このままの状況では大変なことになるだろうということもありまして、令和4年度からやむを得ず上げるということとさせていただきます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

8番 鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

この水道料金については、私も一般質問をしたことがあります。私としては、当然上げるべきであるというのが私のずうっとの主張であります。

また、市長からの報告等々も、また上下水道部長からの報告等々も見ても、水道料金については非常に頭の痛い問題であると。上げなければ1億5,000万の一般会計からの繰入れということにな

るということで、何とかならないかというようなことも聞いております。そういう中で一般質問を大分前にしたわけでありましてけれども、その当時は、まだコロナのこともなかったわけでありまして。ですので、その当時に上げていけば、このような問題はなかったような気がするわけでありまして。今も3年か4年ぐらい前も、そんなに状況的には変わりがないわけでありまして、水道云々というものに対しては。

また、上下水道部長等々の努力によって水漏れというのかな、水道料金に反映しない水漏れも8%ぐらい下がったように聞いております。

そういうような努力をされた中で、また一生懸命こうやって出されてきたかと思っているんですけども、どう見てもこの今議会に出さなければいけないという、いろんな一般質問等々の中においても、非課税の人が4人に1人だった人が3人に1人の割合で生活困窮者が出てくるというような中において、今言われるように、免除してくれというお願いがないから上げてもいいだろうというような安易な考え方は、非常に私としては理解ができないというふうに思っております。このことは産業建設委員会で、私も担当ですのでそこで聞きたいと思っておりますけれども、どうして今回出されるのかなあということについては、来年3月の本予算の中で出してもよかったんじゃないかなあという思いをしておりますのでお聞きをいたしました。答弁は結構でございます。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

6番 澤村均君。

○6番（澤村 均君）

この今回の値上げですが、これは金額的に数字を見ていると、何か30%値上げになるんやね、これは。コロナの影響が出るのは、これから中小企業とか低所得者とか、一般市民でもそうですけど、これから影響が出てくる中で何もそういうのがないというのは周知不足というのもありますので、これは慎重にやっていただきたいんですが、そういう免除なり減免なり、そういう声がこれから出てくると思いますので、確実にそれを拾っていただいて、考慮していただくように要望しておきます。答弁は結構です。

○議長（黒田芳弘君）

要望でいいですね。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は産業建設委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第10 議案第27号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第10、議案第27号 原状回復請求調停事件の調停についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第27号 原状回復請求調停事件の調停についてでございます。

真正中学校旧テニスコート土地に係る原状回復請求調停事件について、調停事項を定め調停を成立させたいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第27号の補足説明を久富総務部長に求めます。

久富部長。

○総務部長（久富和浩君）

それでは、議案第27号 原状回復請求調停事件の調停につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の議案の22ページを御覧ください。

本調停につきましては、令和2年4月8日に吉村典氏より本市に対しまして、テニスコート施設を撤去し、土地を明け渡すこと及び平成8年から土地の明渡しに至るまで年174万4,743円の割合による金員を支払うことを求める申立てがなされまして、その後、解決に向け調整を図ってまいりましたところ、今般、調停条項の合意がまとまりましたので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

調停条項につきましては、第1項で、本巢市は申立人に対し、本巢市下真桑字高田976番5の雑種地1,888平米の土地につきまして、北側道路面から50センチ下がった位置に存在すると思われるシートとその上の土砂、そのほか地上に備え付けられたフェンスやポール、U字溝などの工作物及び立木を令和4年3月31日を期限と定めて撤去し、土地を明け渡すこととし、申立人は、撤去完成後の土地の整地や伐根後の穴埋め、土地の範囲外の立木や木の根の処理については求めないものとするものでございます。

次に、第2項につきましては、第三者所有地となる東側土地との境界確認や境界周辺の畦畔等の処理については、申立人の費用負担と責任において行うことを明確にしたものでございます。

第3項では、申立人は、市に対して各項に定める義務の履行に係る工事や調査のために必要な本件土地及びその周辺所有土地への立入りを認めることを明記するとともに、工事に必要不可欠な場

合の既存ぐいの一時的移動を認めるものとするものでございます。なお、市は、申立人に対し、あらかじめ各項の撤去に関わる工事日程を知らせるものいたしました。

次に、第4項では、申立人は、市に対し、撤去工事負担金として期限を令和4年3月31日と定めて34万円を支払うこととするものでございます。工事負担金の34万円でございますが、令和3年3月26日の市議会全員協議会の説明時には、本件土地の東側、第三者所有地に倒壊したフェンスの撤去費用として33万6,000円を市が納付を受けることとしておりましたが、その後、申立人からの申入れによりまして、負担金として34万円としたものでございます。

また、第5項につきましては、申立人がこの条項に定めるほか必要不可欠な協力をしなかったことにより明渡しのための工事が遅延、または履行不能になった場合、さらに市が協力要請をしたにもかかわらず協力をしなかった場合には、第1項の明渡し義務が消滅するとともに、市は法的責任を負わないものとするものでございます。

第6項では、申立人は、金員その他について請求しないものとするものでございます。

最後に、第7項、第8項でございますが、市と申立人の間には本件に関して今回の調停条項に定めるもののほかに何ら債権債務がないこととすること。また、本調停に係る費用は、各自の負担とするものと定めるものでございます。

なお、議案の概要は50ページからとなりますが、原状回復請求調停事件の概要といたしまして、調停の原因やこれまでの6回にわたる調停の内容について記載させていただいておりますので御確認をください。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。

したがって、議案第27号 原状回復請求調停事件の調停については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

再開を11時25分より行いますのでよろしくお願いいたします。

午前11時14分 休憩

午前11時28分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開をいたします。

日程第11 議案第28号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（黒田芳弘君）

日程第11、議案第28号 市道路線の認定についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第28号 市道路線の認定についてでございます。

都市計画法等による開発行為によって整備された道路について市道路線に認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第28号の補足説明を原産業建設部長に求めます。

原部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、議案第28号 市道路線の認定について補足説明をいたします。

議案の概要の56ページを御覧ください。

認定する路線図のとおり、糸貫上高屋地内の4戸の専用住宅分譲に伴い、市土地開発事業の調整に関する規則により土地開発事業によって整備された道路で建築基準法の規定により道路の位置の指定を受けており、起点は上高屋字門溝463番3地先から終点、同番5地先までを糸貫1294号線とし、認定をお願いするものでございます。

次に、57ページを御覧ください。

認定する路線図のとおり、糸貫屋井地内の4戸の専用住宅分譲に伴い、市土地開発事業の調整に関する規則による土地開発事業によって整備された道路で建築基準法の規定により道路の位置の指定を受けており、起点につきましては、屋井字寺後1045番1地先から終点、同番6地先までを糸貫2222号線として認定をお願いするものでございます。

次に、58ページを御覧ください。

認定する路線図のとおり、糸貫春近地内の12戸の専用住宅分譲に伴い、都市計画法による開発行為によって整備された道路で同法の規定により開発の許可の内容に適合しており、起点につきましては、春近字町田192番9地先から終点、同番14地先までを糸貫4234号線として認定をお願いするものでございます。

次に、59ページを御覧ください。

認定する路線図のとおり、真正宗慶地内の8戸の専用住宅分譲に伴い、市土地開発事業の調整に関する規則による土地開発事業によって整備された道路でございます。建築基準法の規定により道路の位置の指定を受けており、起点につきましては、宗慶字村前86番6地先から終点、同番7地先までを真正3423号線として認定をお願いするものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号については、産業建設委員会に付託をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第12 議案第29号（上程・説明・質疑・討論・採決）

日程第13 議案第30号（上程・説明）

○議長（黒田芳弘君）

日程第12、議案第29号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について及び日程第13、議案第30号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第3号）についてを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第29号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,182万9,000円を増額するものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金等の増額でございます。

また、歳出の主なものとしたしましては、子育て世帯生活支援特別給付金等の増額でございます。

次に、議案第30号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,727万7,000円を増額するものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、防災・安全交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び財政調整基金繰入金の増額、合併特例債の減額でございます。

また、歳出の主なものとしたしましては、新型コロナウイルス対策事業として、樽見鉄道企画列車等支援事業費補助金の新規計上及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業として市民へもとまる商品券を支給するための事業費、また新庁舎整備のため土地を追加購入する土地購入費の増額等でございます。

以上の詳細につきましては、議案第29号及び議案第30号、いずれも副市長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第29号及び議案第30号の補足説明を大野副市長に求めます。

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、まず議案第29号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要のつづりの59ページの次のページにございます補正予算の概要の2ページ、補正予算説明資料を御覧願います。

今回の補正予算（第2号）につきましては、さきに専決処分をさせていただきました補正予算（第1号）におきまして、低所得の独り親子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を給付するための予算を措置させていただいたところでございますが、今回、独り親以外の世帯で令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で令和3年度分の住民税が非課税の方、また対象児童を養育する方で令和3年度分の住民税が非課税の方、同じく対象児童を養育する方で家計急変等により収入が非課税相当の水準に下がった方を対象に、児童1人当たり5万円を給付するための予算でございます。

それでは、今度は議案のつづりを御覧いただきたいと思います。

28ページの次のページにございます一般会計補正予算書（第2号）の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,182万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億8,108万5,000円とするものでございます。

それでは、6ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございますが、国庫支出金、国庫補助金の2目民生費国庫補助金3,182万9,000円につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金の給付に係る事業費補助金3,010万円と事務費補助金172万9,000円でございます、補助率は、いずれも10分の10でございます。

次に、7ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。

民生費、児童福祉費の5目子育て世帯生活支援特別給付金給付費3,182万9,000円につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金の給付に係る事務費といたしまして、事務に携わる職員の時間外勤務手当76万2,000円、ファイル等の消耗品5万5,000円、案内用封筒のチラシなどの印刷製本費2万9,000円、通知書等の送付のための通信運搬費10万1,000円、指定口座への口座振替手数料3万9,000円、児童手当システムの改修に伴う改修委託料74万3,000円に加えまして、子育て世帯生活支援特別給付金といたしまして国が定めた対象児童割合により算出をいたしました602人分を見込み、3,010万円を計上するものでございます。

以上、補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第30号 令和3年度本巢市一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

引き続き、議案のつづりの一般会計補正予算書（第2号）の次でございます補正予算書（第3号）の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,727万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億3,836万2,000円とするものでございます。

続きまして、5ページをお開き願います。

第2条といたしまして地方債の補正をお願いするものでございます。

合併特例債につきまして、庁舎整備事業における事業費の増に伴う2,700万円の増額とPA周辺公園整備事業及び長良糸貫線道路整備事業における社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金がそれぞれ増額配分となったことによる6,930万円の減額によりまして、トータル4,230万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございます。

まず上段の国庫支出金、国庫補助金の4目土木費国庫補助金7,292万6,000円につきましては、地方債の補正のところで御説明申し上げました増額配分による社会資本整備総合交付金500万円と防災・安全交付金6,761万3,000円の増額に加えまして、PA周辺公園整備における耐震性貯水槽整備に伴う消防防災施設整備費補助金の増額配分による31万3,000円の増額でございます。

その下の7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国において繰越しの手続がされ、本市に配分されました2億3,203万6,000円のうち、当初予算において計上しております3,500万円を除いた1億9,703万6,000円につきまして、歳出で御説明を申し上げます事業

のうち、7項目、4つの事業にそれぞれ充当するものでございます。充当事業につきましては、歳出予算のところでお説明を申し上げます。

中段の県支出金、県補助金の4目農林水産業費県補助金300万5,000円につきましては、経営開始から5年が経過した新規就農者が行う経営継続に必要な施設の修繕に対する新規就農・経営安定支援事業費補助金59万5,000円と米から麦・大豆への転換を図るための先進的な栽培技術を導入する法人経営体に対する麦・大豆生産性向上対策推進事業費補助金241万円の新規計上をお願いするものでございます。

その下の繰入金、基金繰入金の1目財政調整基金繰入金2,000万円につきましては、財源調整による繰入金の増額でございます。

その下の2目公共施設等整備基金繰入金100万円につきましては、今回の歳出予算に計上させていただいております庁舎整備事業に係る事業費の増に伴う繰入金の増額でございます。

9ページをお開き願います。

一番上の諸収入、雑入の7目雑入561万円につきましては、消防団員19名分の退職報償金456万1,000円を消防団員等公務災害補償等共済基金から受入れをするものでございまして、歳出の消防費におきましても同額を計上させていただいております。その下の国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業補助金104万9,000円につきましては、県産水産物の消費拡大を図るための学校給食への食材提供に係る岐阜県漁業協同組合連合会からの補助金でございます。

その下の市債の6目合併特例債4,230万円の減額につきましては、地方債の補正のところでお説明を申し上げました庁舎整備事業における事業費の増及びPA周辺公園整備事業、長良糸貫線道路整備事業における交付金の増に伴う4,230万円の減額でございます。

次に、10ページを御覧願います。

ここからは歳出の事項別明細書でございます。

まず、議会費をはじめといたしまして各項目に計上しております職員給与費等につきましては、本年4月1日付の人事異動等に伴う会計年度任用職員を含めました一般職員及び特別職に係る報酬、給料、職員手当等共済費及び旅費の補正をお願いするものでございまして、この予算書の22ページ以降に給与費明細書といたしまして集計したものがございますので、改めて御覧をいただければと思います。

それでは、給与費以外の補正につきまして御説明をいたします。

10ページの下段の総務費、総務管理費の1目一般管理費でございますが、1節から8節までは給与関係でございますので、恐れ入りますが11ページをお開き願います。一番上の12節委託料の弁護士調停委託料110万円につきましては、今定例会に議案として上程させていただいております真正中学校旧テニスコート土地の原状回復請求調停に伴う委託料でございます。その下の18節負担金、補助及び交付金の樽見鉄道企画列車等支援事業費補助金2,562万6,000円につきましては、樽見鉄道が行う1枚5,000円の薬草列車などの企画列車乗車券や1枚1,600円の1日フリー乗車券にそれぞれ2,000円分のもとまる商品券をつけた乗車券を販売する費用に対する補助金の新規計上でございま

して、地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。

その下の5目財産管理費3,058万8,000円につきましては、歳入で御説明いたしました庁舎整備事業における3,125.17平方メートルの土地追加取得に伴う土地購入費2,844万円と新型コロナウイルス感染症対策として各庁舎に設置する来庁者用体温検知カメラの購入に伴う備品購入費213万4,000円とその設置に伴う消耗品費1万4,000円の新規計上でございます。この検知カメラの購入費用につきましては、地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。

12ページを御覧願います。

下段の民生費、社会福祉費の下から2項目めの7目老人福祉施設管理費128万1,000円とその下の8目ぬくもりの里管理費42万7,000円につきましては、総務費の財産管理費で御説明申し上げました体温検知カメラを老人福祉施設管理費では本巢・真正各老人福祉センター及び根尾デイサービスセンターに、ぬくもりの里管理費では糸貫ぬくもりの里に、それぞれ1台ずつ設置する施設管理用備品購入費の新規計上でございます。いずれも地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。

次に、14ページをお開き願います。

上段の衛生費、保健衛生費の3目予防費28万2,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチンにおける集団接種日の増に伴う保健師報酬27万5,000円とその費用弁償7,000円の増額でございます。

15ページをお開き願います。

上段の農林水産業費、農業費の3目農業振興費300万5,000円につきましては、歳入で御説明申し上げました米から麦・大豆への転換を図るための先進的な栽培技術を導入する法人経営体に対する麦・大豆生産性向上対策推進事業費補助金241万円と経営開始から5年が経過した新規就農者が行う経営継続に必要な施設の修繕に対する新規就農者経営安定支援事業費補助金59万5,000円の新規計上でございます。

その下の6目富有柿の里管理費42万7,000円につきましては、来館者用体温検知カメラを富有柿センターに1台設置するための施設管理用備品購入費の新規計上でございます。地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。

16ページを御覧願います。

上段の商工費の2目商工振興費1億7,912万1,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛や営業自粛の影響により消費が低迷する中、市内での消費を喚起するため、全市民の皆様にお一人5,000円分のもとまる商品券を支給するための経費といたしまして、もとまる商品券購入のための消耗品費1億7,010万円、商品券の各世帯への郵送費として通信運搬費594万7,000円、電算処理委託料450万円、商品券やチラシ、ポスターなどの印刷の事務に係る商品券作成委託料630万9,000円を計上するものでございます。なお、この事業につきましても、地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。その下の18節負担金、補助及び交付金の商工会振興補助金773万5,000円の減額につきましては、商工会が当初予定しておりましたプレミアム付もとまる商品券

発行事業を今回の消費喚起用のもとまる商品券を発行することによる組替えによりまして減額するものでございます。

17ページをお開き願います。

一番上の土木費、道路橋りょう費の5目社会資本整備総合交付金事業費及びその下の同じく土木費の1目公園費につきましては、歳入予算の増減に伴う財源の組替えでございます。

その下の消防費、2目非常備消防費456万1,000円につきましては、歳入で御説明申し上げました消防団員の退職報償金の増額でございます。

18ページを御覧願います。

教育費、教育総務費の2目事務局費127万2,000円でございますが、10節需用費、11節役務費、1つ飛びまして14節工事請負費、17節備品購入費の合計182万5,000円につきましては、増加傾向にあります不登校児童・生徒の学校復帰を促すための施設「本島の学び舎」を7月に開設するための関係予算でございます。12節の委託料34万7,000円につきましては、就学援助認定システムの導入に伴うシステム導入委託料でございます。

19ページをお開き願います。

中段の教育費、中学校費の1目学校管理費、補正額1,944万3,000円のうち、12節委託料及び14節工事請負費の合計2,293万9,000円につきましては、総務費の補正のところで御説明いたしました真正中学校旧テニスコート土地の原状回復請求調停の和解に伴う設計監理委託料390万9,000円と原状回復工事1,903万円でございます。

20ページを御覧願います。

下段の教育費、社会教育費の3目公民館費、そしてその下の4目図書館費及び一番下の6目市民文化ホール管理費のそれぞれの補正額につきましては、来館者用体温検知カメラを各公民館、しんせいほんの森及び市民文化ホールに設置する施設管理用備品購入費の新規計上でございます。いずれも地方創生臨時交付金を財源とするものでございます。

下から2段目の5目文化財保護費72万円につきましては、船来山古墳群の整備に係る指導・助言を行うアドバイザーへの特任指導員謝礼でございます。

21ページをお開き願います。

中段の教育費、保健体育費の3目学校給食センター費338万9,000円のうち、10節需用費314万9,000円につきましては、歳入で御説明申し上げました国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業補助金を活用し、県産水産物や本県市産食材を学校給食へ提供する地産地消事業賄材料費でございます。

一番下の予備費につきましては、財源調整のため529万9,000円を増額させていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきますが、予算書のほか、議案の概要の6月補正予算の概要及び補正予算説明資料につきましても、改めて御覧をいただければと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま御説明のあったとおり、補正予算については2つに分かれて提案をされております。本日におきましては、29号を採決をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

これより議案第29号を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第29号 令和3年度本巢市一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第30号を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号については、委員会付託を省略し、総務企画委員会の所管に属する予算については総務企画委員会、文教福祉委員会の所管に属する予算については文教福祉委員会、産業建設委員会の所管に属する予算については産業建設委員会、以上のとおり、それぞれ所管の委員会において協議を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員会付託を省略し、それぞれ所管する委員会において協議をすることに決定をいたしました。

日程第14 発議第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第14、発議第1号 本巢市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。発議第1号について、提出者に説明を求めます。

15番 上谷政明君。

○15番（上谷政明君）

それでは、発議第1号について説明を申し上げます。

発議第1号 本巣市議会会議規則の一部を改正する規則について。

本巣市議会会議規則（平成16年本巣市議会規則第1号）の一部を改正する規則を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。令和3年6月3日提出。提出者、本巣市議会議員、上谷政明。賛成者、同じく村瀬明義、同じく大西徳三郎、同じく瀬川治男、同じく若原敏郎、同じく鏑本規之。本巣市議会議長 黒田芳弘様。

提案理由としましては、多様な人材の市議会への参画を促進する観点から必要な環境整備等を行うことに加え、デジタル化政策の一環として押印等見直しに係る規定の整備を行うためです。

それでは、提案説明を行います。

発議第1号 本巣市議会会議規則の一部を改正する規則について説明をさせていただきます。

この規則改正は、令和3年2月、全国市議会議長会の標準会議規則の一部改正されたことに基づき、本議会会議規則を改正するものであります。

改正内容としては、多様な人材の市議会への参画を促進する観点から、会議や委員会の欠席に関し、公務、育児、出産補助等の追加を含めた具体的理由の明文化や、出産に伴う事前届等の規定について新たに整備するものであります。

また、デジタル化政策の一環として、請願者に対し提出時に求めている押印等について、署名または記名押印に改めるに加え、法人の場合の請願書の記載事項等について新たに規定するものであります。

何とぞ御賛同賜りますように、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、発議第1号 本巢市議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15 議員派遣について

○議長（黒田芳弘君）

日程第15、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

散会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

6月15日火曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時05分 散会

